

(参考 2)

統計委員会基本計画部会第 1 ワーキンググループ会合 (第 1 回) 議事概要

1 日 時 平成 24 年 6 月 29 日 (金) 15 : 30 ~ 18 : 11

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 3 特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

深尾委員 (座長)、西郷委員、中村委員

【学識経験者】

木村福成 慶應義塾大学経済学部教授

【府省・地方公共団体等】

内閣府経済社会総合研究所、総務省政策統括官室、総務省統計局、総務省自治財政局、財務省大臣官房、財務省主計局、財務省関税局、財務省財務総合政策研究所、厚生労働省大臣官房統計情報部、農林水産省大臣官房統計部、経済産業省大臣官房参事官付、国土交通省総合政策局、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、埼玉県総務部

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、中川総務省政策統括官 (統計基準担当) 付統計審査官

4 議事次第

(1) 第 1 ワーキンググループの具体的な審議方法等について

(2) 重点的な審議課題等のヒアリング等

① グローバル化の進展に対応した統計の整備

② 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

(3) その他

5 議事概要

冒頭、深尾座長から挨拶及び第 1 ワーキンググループの所属メンバーの紹介が行われた後、議事が進められた。

(1) 第 1 ワーキンググループの具体的な審議方法等

事務局から、資料 1 ~ 3 に基づき、審議の進め方、審議スケジュール等について説明が行われ、資料 3 の案のとおりスケジュールで審議が行われることとなった。

(2) 重点的な審議課題等のヒアリング等

① グローバル化の進展に対応した統計整備について

○学識経験者からのヒアリング

木村福成 慶應義塾大学経済学部教授から参考 1-1 に基づき、近年の企業活動のグローバル化の特徴（第 2 のアンバンドリング）及びそれを把握する上での統計の課題について説明を受け、質疑応答が行われた。説明のポイントは以下のとおり。

- ・ 80 年代以降、産業単位の国際分業から生産工程・タスク単位の国際分業へ進展。
- ・ 企業活動の把握が鍵であり、事業所・企業ベースのマイクロ／パネルデータの整備（労働関連統計とのリンクや国際貿易統計の企業単位への還元）が重要。
- ・ 企業国籍に基づく統計も構築すべき。

○各府省からのヒアリング

ア 貿易統計について

財務省から資料 4-2 に基づき、施行状況報告の中で「実施困難」と報告されている貿易統計について説明が行われ、その理由等について確認が行われた。委員の主な意見及び各省からの回答は次のとおり。

- ・ 2008SNA では委託加工だけの取引は財貿易には計上せず、サービス貿易に計上することになるため、同項目を日本が採用することになると、国民経済計算において委託加工貿易に関する情報を提供してもらうことが必要になる。
 - ・ サンプル抽出して統計を作成するなど、業務統計から日本の統計体系に合うような統計を作成するという検討がなされたのか。
- 基幹統計化を実施困難としている理由は 2 点あり、貿易統計の作成は国際条約や国際基準に基づいて決められており、統計法や統計基準に基づくものではないこと、統計基準に合わせた分類変更等が貿易統計の元となる輸出入申告の項目追加につながるのであれば輸出入業者の負担増になり反対が強いこと。また、全数統計である貿易統計の中にサンプル抽出する調査統計を含めるのは難しい。
- ・ 国際条約に基づいて作成されているので基幹統計にならないというのは、農業センサスのように国際条約に基づいて作成している基幹統計の例もあり、理由にならない。また、例えば基幹統計化されて統計委員会で諮問審議されるような場合でも、国際条約や国際基準（HS 分類）に基づいて作成されているものを変えるような結果にはならないと思うので、根拠のない心配ではないか。
 - ・ 基幹統計化は時期尚早と書いているが、今、基幹統計化すると何が問題で、どのような条件を整えば基幹統計できるのか。
- 国際条約を理由に挙げたのは、基幹統計化により、統計で表章する品目を詳細にするために申告項目の追加を要請されても、日本だけの判断ではできないため。

時期尚早と書いたのは、貿易の円滑化の観点から輸出入申告が簡素化される中で、申告項目の追加は手続きの煩雑化になること、申告項目の追加は官民双方に膨大なシステム経費増になること等から、今すぐ検討するとは言えないため。

- ・ 貿易統計と企業情報とのマッチングだが、母集団情報データベースが平成 25 年 1 月から本格稼働する予定であることを踏まえた検討も困難とする理由は何か。また、個別企業情報を特定化できないように表章することは、統計全般について言える当然の事であり、懸念は当たらない。またマッチングには労力を要するだろうが技術的になぜ困難なのか。そもそも貿易・国際分業の状態と企業の属性を併せた情報は、空洞化や雇用喪失等の政策的に重要と考えられる課題の検討に資するものだが、新たな調査では予算がかかるため、既存の統計同士のマッチングで予算を節約するというのが趣旨だったと思う。その意味で、企業情報とマッチングするためのプログラム変更にかかる費用などについて評価しているのか。
- 総務省と財務省官房の方で十分相談をしているところだが、まだ関税局のデータ提供の話までに至っておらず、基本計画を今後考えていく上で、すぐに結論を見出せない部分がある。
- 関税局で実施困難と判断したメインの理由は個別情報の秘密の保護のこと。業務統計であるが故に、より慎重に秘密保持を担保しなければならないと考えている。

イ 海外事業活動基本調査について

経済産業省から資料 4-3 に基づき、海外事業活動基本調査における母集団情報の整備について説明が行われた。委員の主な意見及び各省からの回答は次のとおり。

- ・ 経済センサスによって、事業所・企業統計調査の時よりも、海外現地法人を多く捕捉できた理由について教えていただきたい。
- 当方では事業所・企業統計調査の時と経済センサス基礎調査の時との差分の分析はしていない。ただ、海外事業活動基本調査の対象が増えることに驚いたと同時に、経済センサス基礎調査の実施に当たり従来にも増して捕捉と回収に努めた結果ではないかと感じた。
- ・ 海外事業活動基本調査は一般統計調査としては回収率 70%と、いい方だと思うが、アメリカの BEA が実施している調査は回答義務があり、OECD などの報告でも一般的に回答義務をつけると統計調査の回収率は上がるということが知られている。基幹統計にするという選択についてどう考えるか。
- 海外事業活動基本調査を基幹統計化すべきとの意見が一部にあることは承知している。基幹統計化で回収率の上昇が理論上は期待できるだろうが、既に回収率も 75%近くコンスタントに記録しており、母集団情報の整備もできる範囲で最大限行っている。またアメリカでは回答を義務付ける一方で大手企業以外は調査項

目を簡素化しており、海外事業活動基本調査も今のまま基幹統計化するのは難しいかもしれない。指摘は十分認識しており引き続き検討する。

【深尾座長によるまとめ】

- ・ 貿易統計に関する3項目の自己評価を「実施困難」としている点について。1点目の企業のデータ（外資比率等）と関連付けた新たな統計作成については、事業所母集団データベースが今後提出されたら検討をしていく、一番メインの危惧は企業の個別情報の漏えいであり真剣に考えておく必要がある、と理解。2点目の委託加工貿易の情報については、委員から2008SNAへの対応を前提にすれば、委託加工に関する情報を集める必要があるという指摘があった。3点目の基幹統計化については、申告項目の増加で申告者の協力を得にくくなるのが財務省側の一番の危惧であり、その事態を回避できれば考え直すこともあり得る、と理解。
- ・ 経産省の海外事業活動基本調査については、引き続き母集団情報の整備は続けていくとともに、経済センサス基礎調査により海外現地法人数がかなり増えた理由を引き続き分析する。また、海外事業活動基本調査の基幹統計化は検討の可能性はあるが、今のままの詳細な検討項目では困難ではないか、という指摘があった。

② 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

○各府省からのヒアリング等

内閣府から、工程表に掲げる項目について資料5-2、資料5-3及び参考2-2に基づき説明が行われた。また、施行状況報告の中で「実施困難」と報告されている公共事業予算の執行状況に関する統計については、財務省、総務省及び内閣府経済社会総合研究所から、説明が行われ、その理由等について確認が行われた。委員の主な意見及び各府省からの回答は次のとおり。

なお、本審議事項のうち、内閣府の工程表における課題A～Dの取り組み、2008SNAへの対応、平成17年基準改定等については、非常に多岐にわたり時間が十分でないことから、次回以降、引き続き審議することとなった。

ア 工程表における課題A～Dの取り組みについて

- ・ 工程表の項目、それぞれについて非常によく対応している。例えばR&Dに関する研究についても、内閣府からの説明以上に実態は進んでいるとの印象を持っている。経済センサスの導入に伴う代替推計は、現行推計を上回るものではなく精度、安定性という意味でも何らかの方法で補完する必要がある。その重要な手段が供給・使用表であり、これも、2016年以降を踏まえて十分間にあうスケジュールで引き続き検討していただきたい。

イ 2008SNA への対応について

- ・ 2008SNA への対応のうち R&D の資本化は恐らく金額的にも GDP が最も大きく変わるところだと思う。実態は内閣府の資料で書いていることよりも進んでいるとの中村委員のご指摘について、内閣府から補足説明をいただけたらと思う。
- R&D については、マクロはサテライト勘定に関する研究で概ね把握しており、今後本体系に入れ込むことになれば経済活動別に記録していくことが必要。その際には資金拠出ベースと実施ベースを区別して推計することが大きな課題になり、資金拠出ベースについては、さらに拠出側に研究成果が帰属するものとししないものに切り分けて推計することが重要。現行の基礎統計での情報を前提とした場合、推計が可能か、足りない情報は何か、を早急に詰めていくことが重要。

ウ 平成 17 年基準改定について

- ・ 平成 17 年基準改定で、2004 年と 2005 年のところで経済活動部門別の分類に断層があることや、生産面の統計の遡及が 2000 年以前はされていないことなど、いつ頃改善できるのかなどについて説明して欲しい。
- 産業分類の断層については、基礎統計からの情報が限られていることもあり、解消には相当の人的資源や時間の投入が必要になる。ただ、確かに、様々な方から指摘を受けている部分なので、非常に大きな課題として認識しており、今後予定している遡及改訂作業で対応するという方向で検討したい。

エ 一次統計等との連携強化について

- ・ 基本的には内閣府がこれだけ詳細に必要な事項を出しているのは非常に画期的であり、統計委員会としては、各府省の協力を得ながらこれらの課題の解決に向けた取組みを推進していくことを考えるべきだと思う。
- ・ 一次統計の課題に関する部分について、内閣府は課題を整理したので「実施済」としているが、委員会としては整理したから終わりという認識ではないだろうから、審議結果にどう書くかが問題になると思う。
- ・ 内閣府の提示した一次統計の課題に、各府省がどこまで対応すれば SNA が改善するのか、コストはどれくらいかかるのかなどを考えると、当然、協力体制を続けてもらう必要がある、その意味では内閣府に引き続き一次統計の課題の解決に向けた作業の一部を担ってもらうことは、報告書に書くべきだと思う。

オ 公共事業予算の執行状況に関する統計について

- ・ 国の公共事業予算の執行状況については、全ての公共事業ではなく一部の重要事項についての公表などはできないのか。また地方政府については、電子化はどの程度進んでいるのか。全て集計しなくても抽出集計もありうるのではないのか。
- 基本的には手計算であり電子化されていない。集計結果を内閣府に提出して QE

推計にご活用いただくことは一向に構わないが、内閣府から説明があったように、発生主義を基本とするQE推計に現金主義を基本とする当該調査を活用することは困難ではないか。

- ・ 景気判断やマクロ経済のことを考えれば重要な情報であることは否定できないと思われるので、どう改善していくべきかを今後継続して議論していくことが必要。
 - ・ この調査について、「精度」が信用に足るものでないという感触はどこから得られるのか。どのような統計調査であってもある程度の誤差は入るが、この調査の結果は、許容できないほどの誤差なのかを一度検証することが必要。
- 月締めで翌月報告するという集計が、基本的には間に合っていない。全て手計算で行っており、元々のデータが一桁違っていたり、集計する時にもミスがあったりする。ミスを防ぐために電子化、チェック機能の向上は必要と思うが、この調査に関しては、そこまでコストをかける必要はない内部のデータだという認識。
- ・ 日本のために必要な情報であれば、別途調査も含めて情報を集めなければならないということが基本。せっかく行政情報としてある以上はその精度をいかに高めてそれを使っていくかという立場で統計委員会としては議論することになる。

【深尾座長によるまとめ】

- ・ 工程表の課題A～D、2008SNA対応のところは、本日は時間不足のため、委員から質問、意見等を事務局に提出していただき、次回以降、引き続き議論する。
- ・ 一次統計の整備に関して、内閣府では「実施済み」との自己評価だが、各省と内閣府が一緒になり取組むことが必要なので、引き続き内閣府にも尽力いただく。
- ・ 公共事業予算の執行状況については、「実施困難」という自己評価だが、誤差の評価、精度の向上等について今後も引き続き検討していただく。
- ・ 推計体制や生産性計測については、次回以降、一部議論する。

(3) その他

次回の会合は7月4日（水）13時から開催される予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第2回） 議事概要

1 日時 平成24年7月4日（水）12:55～14:59

2 場所 中央合同庁舎第4号館 共用第3特別会議室

3 出席者

【委員】

深尾委員（座長）、川本委員、西郷委員、中村委員、廣松委員

【学識経験者】

長岡貞男 一橋大学イノベーション研究センター教授

【府省・地方公共団体等】

内閣府経済社会総合研究所、総務省統計局、総務省情報通信国際戦略局、厚生労働省大臣官房統計情報部、農林水産省大臣官房統計部、経済産業省大臣官房参事官付及び中小企業庁事業環境部、国土交通省総合政策局、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、埼玉県総務部

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、中川総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官、坂井総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官

4 議事次第

（1）重点的な審議課題等のヒアリング等

- ① 経済統計の整理・再編
- ② 経済活動における生産性の計測
- ③ その他の課題

（2）その他

5 議事概要

（1）重点的な審議課題等のヒアリング等

① 経済統計の整理・再編

○各府省からのヒアリング

総務省及び経済産業省から資料1-1～1-5に基づき、サービス産業・企業活動に係る統計の整理・再編について説明が行われた。主なやりとりは次のとおり。

- ・ サービス産業動向調査と特定サービス産業実態調査については、データ移送などを行っており重複は大きな問題ではない。ただ2つの調査は規模や目的が違い、

将来的に前者の基幹統計化の際には役割分担など調整が必要。特に後者が調査している産業ごとの特性事項は施策上重要であり、どのように今後も情報を確保していくかの検討が必要。

- ・ 調査の網がかかっていない分野が特にサービス業で多いことが問題。サービス産業動向調査はサービス業全体が対象だが、経費などの構造面は捉えられておらず、構造統計に近い特定サービス産業実態調査は28業種に限定されている。後者のような調査が他のサービス業についても定期的に行われ、それが前者と組み合わせられる形で体系が整備されるのが理想。サービス業全体の構造をどう把握するかという議論が将来的に必要。
- ・ サービス産業動向調査の年次調査で取ろうとしている都道府県別の売上は何を捉えようとするものなのか。SNAなどの推計上重要な費用構造に調査の重点を置くことにはならないか。

研究会では、付加価値推計か、企業からニーズの高い地域別の動向把握かどちらを目的とするか、という検討になったが、付加価値推計に必要な経理事項は既にとっている統計が多く重複調整が困難ということになった。ただ、付加価値については、既存の統計でどこまで把握可能か統計局で研究することになった。なお、地域別データの要望については、企業関係者からは、地域別のサービス業に対するニーズを把握したいというマーケティング的な観点からの意見だと推測している。
- ・ 統計のスクラップアンドビルトについては、各統計のニーズ、利用者、それを中止した場合に誰が困るのか等を、もっと省庁間で議論した方が具体的なイメージがより明確になるではないか。
- ・ サービス産業動向調査については、過去2年分はデータがあるのだから、QEへの統計としての安定性等について、研究ができるのではないか。行っていないのか。

同調査については今回見直した上で、次に基幹統計化に臨む際には、3年程度の時系列データを確保し、内閣府にも十分検討いただけるようなデータを提供してQEへの利活用をお願いしたいと考えている。一次統計を提供する立場としては、十分なデータを示すことを筋と考えており、ご指摘の検討は当方では行っていない。
- ・ 企業統計について、中小企業は中小企業実態基本調査で全部網がかかるが、大企業は企業活動基本調査で捉えているものの基本的には経済産業省所管業種に限られている。企業活動を捉える調査がなるべく多くの業種に広がるのが望ましいが、企業活動基本調査の対象業種を広げることは検討していないのか。

基本計画で言及のある「企業活動基本統計（仮称）」という枠組みが、一つの中長期的な考え方の一つとして動くならば、この下に他の業種も入ることはあり得

るが、それがはっきりしない中で、企業活動基本調査だけの対応は判断しかねる。

- ・ 統計調査を行う上で、特に経理項目など本社一括でないと捉えるのが難しくなってきた。これからの経済活動は企業が中心的な役割を果たすようになると考えられ、経済の活動（アクティビティ）ベース＝事業所ベースという従来の統計調査の基本的な考え方は、検討しなければならない時期に来ている。この点は次期基本計画も含めて中長期的な大きな論点になると思う。今回、情報通信基本調査と企業活動基本調査の一体化は一つの成果として評価でき、これを基礎に今後の企業活動の調査をどうするかを将来の課題として考えるべき。

- ・ 情報通信業基本調査と企業活動基本調査を統合するという方向性はあるが事実上できない状況になっているのは、後者が大企業中心の調査であり、中小企業も含む前者との関係で整理ができないことがネック。企業活動基本調査の対象企業規模について、中小企業実態基本調査との関係も含め、どう考えているか。

平成 22 年 1 月の（企業活動基本調査の変更についての）統計委員会答申の中では、経済センサスー活動調査の結果を踏まえ、対象とする範囲も含めた見直しをすることが指摘されている。このため、25 年中頃と聞いている経済センサスー活動調査の結果が出た段階で考えていくことになり、現段階では今後の課題である。

【深尾座長のまとめ】

- ・ 経済産業省企業活動基本調査の調査対象範囲を広げる必要があるのではないかという指摘があった。
- ・ 経済統計の整理・再編の一つの視点として、企業レベルでないと捉えられない情報が増えているという点に着目する必要がある。これについては、企業グループの視点も重要であると思う。
- ・ 調査間のデータ移送や調査客体の重複排除に関しては、一応順調に行われているのではないかという意見があったが、今後とも整理・再編のタイミングやカバレッジなど、中長期的な課題として、引き続き情報収集が必要ではないかと考える。
- ・ 特定サービス産業実態調査と特定サービス産業動態調査については、サービス産業動向調査が基幹統計化されるときに両調査の在り方を考えないといけない。
- ・ サービス産業動向調査については、将来 QE に使える調査事項になるように検討に着手することが望ましい。
- ・ 統計調査のスクラップ・ビルドについてはニーズ、利用者等について、引き続き関係者がよく連携して検討する必要があると思う。

② 経済活動における生産性の計測

○各府省からのヒアリング

内閣府から資料2-2に基づき国民経済計算に関する基礎統計の課題の生産性関連部分について説明が行われた。主なやりとりは次のとおり。

- ・ 検討のスケジュール感、例えば次の基準改訂までに対応する予定なのか。また資本ストックのデータ整備も進んだことから全要素生産性についても議論できるかと思うが、どのような計画か。

スケジュールについては現在検討中である。次の基準改定も良いタイミングではあるがそこまでに確実に対応できるところまで至っていない。資本サービスは基本計画に課題として書かれており、きちんと検討を進めている。

○学識経験者からのヒアリング

長岡貞男 一橋大学イノベーション研究センター教授から参考資料に基づき、生産性向上とその源泉を把握する上での統計の課題について説明を受け、質疑応答をした。説明のポイントは以下のとおり。

- ・ 生産性の向上は、持続的な経済成長の唯一の源泉である。
- ・ 生産性そのものの把握については、価格・生産要素の正確な把握、インプット・アウトプットの統合的な把握のための企業連結ベースの把握の重要性を指摘。
- ・ 生産性向上の源泉の把握に向けた統計を整備することについては、業種や企業規模のカバレッジの充実、企業のグローバルな展開の把握、パネルデータの整備や統計間の接続、回答率の向上などが重要。

主なやりとりは以下のとおり。

- ・ 生産性向上の源泉について研究や海外比較を行う上で、日本の統計でカバレッジとして足りない業種や充実が必要な点があれば教えていただきたい。

国民生活へのインパクトが大きく、今後の研究開発等への貢献が大きいのは医療分野。個別には病院レベル等でかなり良い統計が集められているが、インプットである研究開発投資と、アウトプットである寿命や病院滞在日数など、全体をリンクできる形で統計が整備され、最終的なパフォーマンスの評価に使えるような形にはなっていないのが問題。

- ・ 医療分野等の内需分野、非貿易財分野はクオリティをどう測るかも、デフレーターとも関係するが大きな課題。
- ・ グローバルな活動を捉える統計については、例えば企業の国内の研究開発を捉える科学技術研究調査と海外での研究開発を捉える海事調査とをマッチングすることでは不十分なのか。

企業活動基本調査の親企業情報を使って海外事業活動基本調査とマッチングしたことがあるが、研究開発について分析対象にできたのは7割位だった。日本企

業は現時点では研究開発を国内で行うのが原則だと思うが、今後急速に変わって行く。アメリカは既に世界規模での調査を開始し、企業活動のグローバル化を強く意識しており、日本も今後そのようになっていくのではないかと。

- ・ 日本の価格に関する統計調査は、消費者側では小売物価統計調査等、生産者側では企業物価統計調査等があるものの、流通段階での価格が把握されていない調査体系だが、それは生産性を測る上で支障になるのか。

生産性の源泉を把握する上では、どこに非効率があるか等を考えることになるので、製造のプロセス、流通、最終的な消費者の購入などに、分解して、段階的に把握していくことが重要になる。

- ・ 一般統計調査である全国イノベーション調査は過去 2 回、回答率が 20~30%と非常に低い。回答率の低さの原因はどこにあると考えるか。

企業によっては回答義務がないと答えないという方針を持っているところもあるため、基幹統計化して回答義務が生じれば回答率が上がるという要素はあると思う。また全国イノベーション調査は質問票がかなり長く詳しいといったことも影響しているのではないかと。

- ・ 回答を義務化すると回答率が上がることは OECD の実験でも言われているが、答えにくい質問項目がある、質問票が長いといったことも当然影響していると思う。

【深尾座長のまとめ】

- ・ 内閣府の生産性統計の整備については、2008SNA との関係も労働生産性はあると思うので、次の基準改定までに実現することが望ましい。
- ・ 長岡教授の報告については、生産性向上の源泉についての研究や海外比較を行う上で、日本の統計で充実すべき業種として「医療」を挙げられていた。また、「価格」については、製造のプロセス、流通、最終的な消費者の購入などに分解して、段階的に把握していくことが重要になるとの指摘があった。

③ その他の課題

○各府省からのヒアリング

事務局から資料 3 に基づき、その他の事項として将来の基幹統計化について検討する統計等の説明が行われた。主なやりとりは次のとおり。

- ・ 生産動態統計がこのように整理されたことは大変良い。ただ、生産・出荷・在庫の定義の統一については、例えば造船造機統計調査等は他の調査と概念がかなり違うが、利用者側に誤解が生じないように十分措置がとられているのか。

例えば造船造機統計調査については、引き続き起工・進水・しゅん工という形で公表をするとともに、他の生産動態統計と一本化して e-Stat に公表する際に

は、括弧書きで、生産・出荷と起工・進水・しゅん工の関係が分かるよう注記する。

【深尾座長のまとめ】

- ・ 本事項については特に問題はないということで合意したとさせていただく。

(2) その他

サービス産業統計・企業統計の整備のうち、本日審議できなかった知的財産活動に関する統計整備などについては次回審議することとなった。

また7月23日の第34回基本計画部会で本ワーキンググループの検討状況を深尾座長から中間報告することについて了解を得た。

次回の会合は8月13日（月）13時から開催される予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第3回） 議事概要

1 日時 平成24年8月13日（月）12:59～15:55

2 場所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室

3 出席者

【委員】

深尾委員（座長）、西郷委員、中村委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府経済社会総合研究所、総務省政策統括官（統計基準担当）付、総務省統計局、財務省大臣官房、厚生労働省大臣官房統計情報部、農林水産省大臣官房統計部、経済産業省大臣官房参事官付及び資源エネルギー庁、国土交通省総合政策局及び観光庁、環境省総合環境政策局及び大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、埼玉県総務部

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、中川総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官、坂井総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官

4 議事次第

（1）重点的な審議課題等のヒアリング等

- ① 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化（補足）
- ② ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用
- ③ その他の課題（環境統計、観光統計等）

（2）第1ワーキンググループの審議結果のとりまとめについて

（3）その他

5 議事概要

（1）重点的な審議課題等のヒアリング等

- ① 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化（補足）

○各府省からのヒアリング

国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化に関する委員からの質問事項等について、資料1-1に基づき内閣府、総務省、国土交通省から担当部分の回答が行われた。主なやりとりは次のとおり。

- ・経済センサスー活動調査に適合した国民経済計算の年次推計方法については、代

替推計に関する取組などについて検討しており進展していると判断する。ただ、次回の経済センサスー活動調査を今回のような時期（2月）に行うのは難しいという点を、是非考慮いただきたい。

→ご指摘、非常に重く受け止めている。平成28年経済センサスー活動調査が今回のような時期に実施できない場合には、年次推計の確報は代替推計のみということもありうることから、代替推計を踏まえた年次推計の精緻化のための検討を継続していく。

- ・産業連関表（基本表）の基本価格表示については、国際比較の点などからも2015年表では是非実施する必要がある。基礎情報の収集に努めて欲しいが、具体的なボトルネックは基礎情報のところか。

→基礎情報の欠如は非常に強い制約条件。今回はそのため基本価格表示は困難という議論をしている。

- ・基礎情報がある部分についても、試算では5%という税率から本来得られるべき税額とは違う結果が出ており、その解消も必要だが、難しい面がある。

- ・徴税の問題等、統計部局だけでは対応困難な点もある。

【深尾座長によるまとめ】

- ・次回経済センサスー活動調査の実施時期を重く受け止め、代替推計の検討を進める。

- ・基本価格表示の産業連関表（基本表）は、国際比較の点からも2015年表で作る方向で検討して欲しいが、徴税の問題等を考慮する必要がある。

② ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

○各府省からのヒアリング

総務省から資料2-2に基づきビジネスレジスターの整備に係る取組等について説明が行われた。主なやりとりは次のとおり。

- ・順調に整備が進んでいる印象。特に行政記録情報の活用という意味では労働保険情報などを利用している点を評価すべき。ただ、激しく変動する企業組織等を捉えるには行政記録情報だけでは不十分だと分かってきており、今後の確認・把握方法を考える必要がある。また、企業グループの把握も重要。

- ・基礎条件である共通事業所・企業コードの保持は、政府全体で取り組む必要がある。

→的確な母集団情報の整備については、事業所母集団データベースに関する研究会等での知見ももらいながら検討していきたい。

- ・過去の統計調査について事業所企業統計調査の名簿番号と接合した形での情報も、

経済分析等を行う上で重要である。

- ・ビジネスレジスターでは、企業の開廃（同一企業の時系列的接続等も含む）についてはどう扱うのか。
- 企業の開廃については、毎年の更新を行政記録情報（商業・法人登記、雇用保険情報）で行い、あとは経済センサスの名簿整備の中で更新するという考え方。なお、共通事業所・企業コードを入れて管理しているので時系列的な分析は可能。
- ・統計調査の個票情報が、事業所・企業コード別に記録されるということだが、データベース上に記録されることを、企業が拒否する可能性はないのか。
- そういう苦情は来ていないと思う。

【深尾座長によるまとめ】

- ・各府省が実施する統計調査における共通事業所・企業コードの保持は、政府全体で進めていただく。
- ・企業組織の変化については、行政記録情報だけでなく、経済センサスー基礎調査及び同活動調査の名簿整理、郵送照会等の方法による確認作業も必要である。

③ その他の課題（環境統計、観光統計等）

<環境統計>

○各府省からのヒアリング

環境省から資料3-2に基づき環境統計の体系とその整備状況について、資源エネルギー庁から資料3-3に基づきエネルギー消費統計調査等について説明が行われた。主なやりとりは次のとおり。

- ・エネルギー消費統計調査は開始から数年の経験を踏まえて、供給側のデータとの整合性などの評価を行っているのか。
- 現在、精査中。例えば、転換部門に関して、熱の発生量を総量だけでなく、より細かい内訳で捉えることで整合性がとれるか検討しようとしている。
- ・資料3-1の気象庁と協力した科学的分析・普及啓発の進捗状況の欄に「今後も引き続き所要の対応方策の余地について検討予定」とあるが、特に残されている課題があれば教えて欲しい。
- 担当部局が同席していないため、持ち帰って検討させていただきたい。

<観光統計>

○各府省からのヒアリング

観光庁から資料4-2に基づき観光に関する統計の整備等について説明が行われた。主なやりとりは次のとおり。

- ・都道府県が行う調査に関しては、従来から調査項目の定義や概念がバラバラであると批判があったが、共通基準調査要領を周知して以降は統一されたのか。
- 基本的には統一されている。現在 45 都道府県が共通基準を採用しており、残り 2 府県も導入計画はあって、財政事情の問題で保留となっている状態。

<経済統計の再編・整理についての補足的審議（サービス統計関係）>

○各府省からのヒアリング

総務省統計局、経済産業省から企業の知的財産活動に関する統計整備等について、総務省政策統括官室から資料5に基づきサービス活動を適切に捉えるための検討について説明が行われた。主なやりとりは次のとおり。

- ・サービスの質の計測は非常に難しい問題。ヨーロッパ等では、それをアウトカム（成果）、例えば教育で言えば学力の高まり、医療で言えば病気が治癒した患者数等で評価する研究が行われているが、検討の中でそうした議論はあったか。
- 今回の委託調査の中では、教育について授業時間や落第者数などを使って総合的に評価する例が掲載されている。
- ・サービスの質の計測は、研究者の間では国際的にホットで研究も進んでおり、一次統計が対応することで初めて分析も可能になる分野。確かに、総務省だけでなく、政策担当府省、国民経済計算担当部局も協力すべきと思うが、全体をコーディネートするのは総務省の役割だと思う。統計家と研究者が合同で取り組む必要がある。
 - ・サービスの質の調整が非常に難しいからと言って検討を止めるという話にはならない。「将来サービスの質の指標が確立した時点」は到来しないかもしれず、やはり統計家と研究者とが一緒になって検討を進めていくとすべき。
- サービスの質の研究を止めるべきと結論付けた訳ではない。重要な内容であることは認識している。ただ、現状、統計部門では問題意識もほとんどなく研究が進んでいない一方、政策評価の視点から政策担当部局で検討が進められているのでそれを利用した方が効率的である。統計担当者だけの会議には限界がある。どうすれば効率的、効果的に進めることができるかをよく考える必要がある。
- ・科研費で教育、医療、金融の3分野のサービスの質、生産性の計測の共同研究をしているが、かなり苦しんでいる。統計が積極的にこの分野に関与するのは確かに難しく、各分野の一次統計を整備した上で、研究者側から情報不足の提言が出れば、そこに対し統計充実を図る観点から考える方向ではないか。

【深尾座長によるまとめ】

- ・サービスの質の計測は難しいものの非常に重要であり各国で研究が進んでいると

ころだが、定型化した合意があるわけではない。ただ研究・分析を進める上でも、総務省だけではなく内閣府や政策担当部局も一体となって取り組む必要がある。

(2) 第1ワーキンググループの審議結果のとりまとめについて

○実施済事項の確認

事務局から席上配布資料「平成23年度統計法施行状況報告の事項別推進状況 各府省の自己評価において「実施済」とされた課題及びその評価」(案)」の説明が行われた後、評価の理由の記載内容等について質疑が行われ、妥当性の判断(○、△、×)についての変更はなかったが、次回最終決定することとなった。

【深尾座長によるまとめ】

- ・ p4の18番(SNAに関する一次統計の課題)については、内閣府から課題を提示したことは非常に高く評価できるが、今後とも関係府省の協力を得て、引き続き課題の解決に向けた検討を内閣府にも行ってもらう必要がある。そのため取組状況を今後も報告していただくという点で「△」と評価。
- ・ p9の35番(商業法人登記の照会)については、取組自体は評価できるが、業務の改善状況を引き続き報告してもらう必要があるという意味で「△」と評価。評価の理由の具体的な表記は委員とも相談して考えたい。
- ・ p9の60番(産業財産権の企業出願人情報の照会)については、データの具体的な活用方法までは基本計画では求められていないとの指摘もあり、表現ぶりについて検討させていただく。
- ・ p11の62番(サービスの質の計測)については、何らかの形で総務省にモニターしてもらう形で表現を考えたい。

○報告書に盛り込む要素のとりまとめ

事務局から資料6に基づき、第1ワーキンググループ審議結果報告に盛り込む要素(素案)について説明が行われ、本日の議論も踏まえて次回第4回会合で審議結果報告の内容を最終的に決定することとなった。

(3) その他

次回の会合は8月27日(月)15時から開催される予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第4回） 議事概要

1 日時 平成24年8月27日（月）14:59～16:00

2 場所 中央合同庁舎第4号館 4階 共用第2特別会議室

3 出席者

【委員】

深尾委員（座長）、西郷委員、中村委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府経済社会総合研究所、総務省政策統括官（統計基準担当）付、総務省統計局、財務省大臣官房、厚生労働省大臣官房統計情報部、農林水産省大臣官房統計部、経済産業省大臣官房参事官付、国土交通省総合政策局、環境省総合環境政策局、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、埼玉県総務部

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、中川総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官、坂井総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官

4 議事次第

- (1) 第1ワーキンググループの審議結果のとりまとめについて
- (2) その他

5 議事概要

- (1) 第1ワーキンググループの審議結果のとりまとめについて

○実施済事項の確認

事務局から席上配布資料「平成23年度統計法施行状況報告の事項別推進状況 各府省の自己評価において「実施済」とされた課題及びその評価」（修正案）の説明が行われた。委員から特に意見はなく、案のとおり決定することとなった。（評価結果については、本議事概要の別添を参照）

○第1ワーキンググループ審議結果報告書（案）について

事務局から、資料2に基づき、第1ワーキンググループ審議結果報告書（案）について説明が行われ、審議が行われた。その結果、一部表現上の修正を行うこと等で了承され、修文は座長に一任されることとなった。主なやりとりは次のとおり。

- ・ p5 の（イ）①の3つ目の「○」において、「経済センサスー活動調査」の「動向

を注視する」だけでは、他人事のような印象を受ける。

→経済センサスー活動調査については、調査結果を既存の統計の整備に活用していくという趣旨で考えており、修正したい。

・報告書案の別紙2（「実施済」の評価）において、第1WGの評価に評価の理由を記載せず、「次年度以降の審議対象とする」と表現するだけでは、簡潔すぎるのではないか。資料を見る人のために詳細にしてはどうか。

→席上配布資料は、HP上では公開されない資料。より詳しい内容については、例えば議事概要で議論を詳しく記載するなどして紹介することが考えられる。

・他のWGにも共通する問題だと思うが、公開されるのが別紙2だけでは不親切な印象も受ける。対応について座長同士で相談することは考えられる。

→例えば、評価の理由を議事概要の付属資料といった形で公開できないか、他のWGの座長や部会長と調整する方向で進めたい。

・報告書案p8-9のビジネスレジスターの「今後の方向性等」のところで、平成21年度審議結果報告書における統計委員会意見の記述があるが、これは過去のことであり「今後の方向性等」で記述するのは違和感がある。

→ご指摘を踏まえ修正したい。

・席上配布資料1-1の評価の理由の文末表現に統一感がない。また、報告書案p7で「第Ⅱ期基本計画期間内」という記述があるが、まだ何も決まっていない次の計画に言及するのは適当ではないのではないか。

→ご指摘を踏まえ修正したい。

・報告書案p11-12の（ウ）の一つ目の「○」について、最後の「企業グループ」の一文は唐突感があるのでこれを削除し、代わりに冒頭の「把握単位としての企業」の後に「及び企業グループ」と追記する方が分かり易いのではないか。

→ご指摘を踏まえ修正したい。

・報告書案p11の（イ）の二つ目の「○」は、「評価」の項に相応しい内容とした方が良いのではないか。

・（ア）で「引き続き検討がされている」と報告されている以上、評価としてはその検討をサポートする表現を追加することが相応しい。

→「～こと等に起因していると考えられるが、引き続き検討が必要である」といった形で修正したい。

○中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題に関する座長の補足的な発言

また、深尾座長から、第1WGで審議した重点的な審議事項の一つである「中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題」の中の3つの課題のうち、グローバル化の進展に対応した統計の整備、経済活動における生産性の計測について、現行の

基本計画に掲げられていない事項等も含まれていること等を踏まえ、以下のような議論のとりまとめが行われた。

(グローバル化の進展に対応した統計の整備全般に関する中長期的な施策の方向性)

- ・グローバル化の進展の下で、貿易や対外・対内直接投資に関する統計を充実させる必要が高まっている。充実にあたっては、企業・企業グループの国際的な分業活動の把握が鍵となる。この方向で今後の統計の充実についてさらに検討を進める必要がある。
- ・生産工程、タスク単位の国際分業が進展している現状等を踏まえると、空洞化対策や海外の需要ショックの国内波及の評価など施策上も重要な課題であると考えられるが、この分野では関連する複数の統計調査の調査票情報を接合したマイクロデータの有用性が高いと考えられる。
- ・海外事業活動基本調査については、精度の向上等に引き続き努めることが望ましい。
- ・対内直接投資の拡大に配慮し、企業国籍に基づく統計の更なる整備も検討することが望ましい。

(経済活動における生産性の計測に関する中長期的な施策の方向性)

- ・経済活動のパフォーマンスを分析する上で、生産性は最も重要な指標の 1 つである。また人口が減少する今後の日本では、経済成長の主要な源泉は生産性上昇であり、施策上も生産性の計測は重要な課題である。
- ・生産性指標の整備にあたっては、現行の基本計画で内閣府の課題とされ、また 2008SNA にも記載されている労働生産性、資本サービス、全要素生産性指標の整備に関する諸課題についての検討作業や労働の質の計測について、調査研究を進める必要がある。
- ・なお、基本計画で総務省の課題とされているサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測については、サービスの質の計測に関する国際的な研究や政策担当部局の検討動向を注視し、定期的報告していただく必要がある。
- ・また今後はサービス産業を中心に遅れている資本、中間投入、労働などインプットの統合的な計測、R&D や人的資本などイノベーションと生産性上昇の源泉に関する計測、等を進めていく必要がある。

(2) その他

本日の審議を踏まえて、第 1 ワーキンググループの審議結果については、8 月 29 日(水)の第 35 回基本計画部会に報告されることとなった。また、深尾座長から出席の委員及び各府省・地方公共団体等オブザーバーへの謝意が述べられた。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

平成23年度統計法施行状況報告の事項別推進状況 各府省の自己評価において「実施済」とされた課題及びその評価
第1ワーキンググループ審議担当分野（技術）

○国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	第1WGの評価	評価の理由
3 (p40)	第2 2 統計相互の 整合性及び国 際比較可能性 の確保・向上に 関する事項 (1) 国民経済計 算の整備と一次 統計等との連携 強化 ア 推計枠組み に関する諸課題	○ 固定資本減耗の時価評価(現在は簿価評価)について、改定される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類・製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表(基本表)においても、その推計値に基づき導入を行う。	内閣府、産 業連関表 (基本表) 作成府省 庁	国民経済計 算は次回の 平成17年基 準改定(以 下「平成17 年基準改 定」という。)時、産業連 関表(基本 表)は次回 作成時の実 施を目標 とする。	○ 国民経済計算における固定資本減耗の時価評価等については、統計委員会への諮問(平成21年4月)、同委員会国民経済計算部会での審議、同委員会からの答申(平成23年5月)を経て、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に導入した。【内閣府】	実施済は 妥当。	固定資本減耗の時価評価を行い、大分類、製造業は中分類での推計値が得られていることが認められる。
4 (p40)		○ 現在は参考系列にならているFISIMについて、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計への導入については、検討結果によっては、本系列への移行後においても、FISIM導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明を行う。	内閣府	平成17年基 準改定時に 移行する。	○ FISIMについては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に本系列へ移行した。移行に当たってはFISIMの影響について解説した資料も併せて公表した。四半期系列については、FISIM導入による影響を分離した系列(FISIM除くGDP等)も併せて公表することとした。	実施済は 妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものとして評価する。
5, 6 (p42)		○ 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。 ○ 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改定を行う。	内閣府	平成17年基 準改定時に 実施する。	○ 自社開発ソフトウェアを固定資本として計上する推計方法については、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に導入した。 ○ また、同様に、育成資産の仕掛品在庫の推計方法についても、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に変更した。	実施済は 妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものとして評価する。
7 (p42)		○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。	内閣府、産 業連関表 (基本表) 作成府省 庁	国民経済計 算は平成17 年基準改定 時、産業連 関表(基本 表)は次回 作成時に実 施する。	○ 国民経済計算における公的部門の格付けの見直しについては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に行った。【内閣府】	実施済は 妥当。	公的部門の格付けについて見直しを実施したことは認められる。 産業連関表における格付けとの調整が行われ、考え方の統一化が図られた。

(注)「第1WGの評価」欄の表記の意味は次のとおり。

- ・「実施済は妥当」…「実施済」と判断することが適切であると考える場合
- ・「次年度以降の審議対象とする」…関係府省の検討状況や進捗状況に関する情報が不足しているなどの理由で、「実施済」であると判断することができないと考える場合

【第1WG】

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	第1WGの評価	評価の理由
9 (p42)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 93SNAの改定について可能な限り早期に対応する。	内閣府	次々回基準改定を待たずとも、可能なものから年次推計において対応する。	○ 93SNAの改定(2008SNA)への対応について、統計委員会国民経済計算部会において審議が実施され、一部の課題(公的部門分類、FISIM等)については平成17年基準改定時に対応した。その他の課題(研究開発(R&D)等)についても府内に設けたPTを中心に、引き続き検討を進めている。 ＜※実施済(一部)及び検討中(一部)＞ ＜※「今後の見直し等」の欄に以下の記載＞ 平成17年基準改定の次の基準改定までに導入できるよう、結論を得る予定	実施済は妥当。 (一部のみ)	公的部門分類等の課題について、先行的に平成17年基準改定で対応したものが認められることから、一部の内容については「実施済」と評価できる。なお、本件については「検討中」の課題として残すこととする。
15 (p44)	ウ 年次推計に関する諸課題	○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、産業・商品(生産物)分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。	内閣府、経済産業省	次々回基準改定までに段階的検討を行う。	○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)の整合性確保については、平成22年度に経済産業省において実施した外部有識者による研究会における検討結果などを踏まえて、以下の取組を行った。 ・ 整合性の確保に向けて、コモ法における国内総生産額などについての検討を行い、国民経済計算の平成17年基準改定(平成23年12月～24年1月)を実施した。【内閣府】 ・ 整合性の確保に向けて取り込み可能な部分(学費制度の見直し)について、SNAでの対応方法を参考に推計方法の見直しを行い、平成21年の産業連関表(延長表)を作成し、公表(平成24年3月)した。【経済産業省】 ○ 今後は、研究会において積み残した課題(SNA 産業連関表と産業連関表(延長表)で推計の原理がそもそも異なる部分や部門概念が異なる部分等)について検討を行う。【内閣府及び経済産業省】 ＜※実施済(一部)及び検討中(一部)＞ ＜※「今後の見直し等」の欄に以下の記載＞ 平成17年基準改定の次の基準改定に向けて、結論を得る予定	実施済は妥当。 (一部のみ)	整合性確保のための取組は内閣府及び経済産業省の双方で実施されており、取り込み可能な部分について措置するなど一部の内容については「実施済」と評価できる。なお、本件については「検討中」の課題として残すこととする。

【第1WG】

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	第1WGの評価	評価の理由
16 (p44)	第2 2 統計相互の 整合性及び国 際比較可能性 の確保・向上に 関する事項 (1) 国民経済計 算の整備と一次 統計等との連携 強化 ウ 年次推計に 関する諸課題	○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベンクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時まで実施する。	○ 平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)において、コモ法の配分比率等を改定した。このことにより統計上の不突合が縮小した。 ○ 中間消費や最終需要項目への配分方法の改善による精度向上については、供給・使用表における検討作業の中で合戦で取り扱っており、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について、府内に設けたPTを中心として、検討を行っている。 ＜※実施済(一部)及び検討中(一部)＞ ＜※[今後の見通し等]の欄に以下の記載＞ 平成17年基準改定の次の基準改定に向けて、結論を得る予定	実施済は妥当。(一部のみ)	コモ法の配分比率等の改定により、統計上の不突合が縮小した点は認められる。ただし、「産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できる」、「人的推計法を組み合わせることに」については、引き続き検討する必要がある。 なお、本件については「検討中」の課題として残すこととする。
17 (p46)		○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時まで実施する。	○ コモ法の商品分類と、日本標準商品分類の整合性確保の観点を踏まえ、日本標準商品分類の改定について統計分類専門会議及び商品分類検討チームにおいて関係省と意見交換を実施した。 ○ 建設部門の推計については、いわゆる建設コモ法の課題の整理を行っているところであり、府内に設けたPTを中心として、引き続き検討を行っている。 ○ コモ法の推計対象を非市場産出まで拡張する上での課題の整理を行っているところであり、府内に設けたPTを中心として、引き続き検討を行っている。 ○ コモ法の推計対象外であった自社開発ソフトウェアを、平成17年基準改定(平成23年12月～24年1月)から新たに追加した。 ＜※実施済(一部)及び検討中(一部)＞ ＜※[今後の見通し等]の欄に以下の記載＞ 平成17年基準改定の次の基準改定に向けて、結論を得る予定	実施済は妥当。(一部のみ)	自社開発ソフトウェアを平成17年基準改定(平成23年12月～24年1月)から新たに追加するなど、一部の内容について「実施済」と評価できる。日本標準商品分類との整合性については、引き続き検討する必要がある。 なお、本件については「検討中」の課題として残すこととする。

【第1WG】

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	第1WGの評価	評価の理由
18 (p46)	第2 2 統計相互の 整合性及び国 際比較可能性 の確保・向上に 関する事項 (1) 国民経済計 算の整備と一次 統計等との連携 強化 ウ 年次推計に 関する諸課題	○ 関係府省等の協力を得て、月次のサービス産業 動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのよ り詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備 備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備 備、コモ法における商品別配分比率の推計のための 基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資す るコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素 生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などに ついて、具体的な結論を得る。	内閣府	平成17年基 準改定まで に結論を得 る。	○ 各課題について、国民経済計算における位置付けや既 存の一次統計等の概要と課題について、関係省庁の協力を 得て、整理を行った。 具体的な課題は以下の通り。 ① より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備 については、「主にサービス業などの業種について、既存の基 礎統計の調査項目では把握できない「費用」やその内訳を、 毎年把握できるようにすること」が課題 ② 流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備につ いては、基礎統計において品目分類の細分化がなされること がSNA推計上の課題(当該基礎統計における調査客体の負 担増等に留意する必要がある) ③ コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎 統計の整備については、「毎年、商品ごとに中間消費、家計 消費、固定資本形成等へ、どの程度の割合で配分されてい るのか特定できる基礎統計を整備すること」が課題(しかしなが ら、基礎統計による年次ベースでの配分比率の捕捉は困難な 状況) ④ 個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備に ついては、個人企業経済調査の「対象業種の拡大」や「サン プル数の増加」が課題 ⑤ 企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方 については、アメリカで用いられているコンバーターがSNA統計 の推計方法としての質を担保できるかどうか検討し、必要があ れば別途独自の変換手法を開発することが課題(基礎統計の 課題より、むしろSNA推計手法の課題) ⑥ 労働生産性及び全要素生産性指標の整備について は、個人事業者等についての「仕事ベース」の労働時間を捕 捉する基礎統計の整備が課題(しかしながら、個人事業主等 の実態は捕捉が困難。)	次年度以 降の審議対 象とする。	基礎統計の課題などについて具体的な 結論は得ていることから、その点につ いては「実施済」であると考えられる。本項 目については、その実効性を担保するた め、引き続き、課題を解決するための措 置を講ずる必要があると考えられる。な お、内閣府は、「今後の進め方」として、 課題の解決に向けた取組の方針を明ら かにしており、その取組を円滑・確実に 進めるためには関係府省の協力が不可 欠であると考えられる。
19 (p46)		○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして 本来必要とする価格(生産者価格、基本価格、購入 者価格等)の概念と、利用する価格指数の概念につ いて整合性を検討し、また、長期週及推計につ いても検討する。	内閣府	平成21年度 から検討す る。	○ 日本銀行の協力を得て、品目ごとの物価指数との対心関 係のチェック等を通じてデフレーター推計方法の精度向上を 図るなど、価格指数と概念の整合性に関して検討し、その結 果を、平成17年基準改定(平成23年12月～24年1月)にお いて反映した。また、価格指数について引き続き日本銀行と 意見交換を行った。 ○ また、長期週及改定については、平成21年度に平成12 年基準指数について、昭和55年まで遡って推計を行った。平 成23年度においては、平成17年基準改定時(平成23年12 月～24年1月)に、平成12年に遡って改定するとともに、特に ニューズの高い支出系列(QE公表系列)については、平成6年 に遡って改定を実施した。	次年度以 降の審議対 象とする。	デフレーターとして本来必要とする価格 の概念と、利用する価格指数の概念の 整合性等について検討し、その結果を平 成17年基準改定に反映するなどの措置 を講じているが、整合性が確保されるよ うになったのかについては不明である。 また、工程表では、平成24年度以降に 措置予定の課題が明記されていることか ら、引き続き検討する必要があると考えら れる。

【第1WG】

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	第1WGの評価	評価の理由
20 (p48)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項	○ 国民経済計算の改定要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョンスタディ」を早急の実施して、改定幅の大きさの評価やその原因究明を図る。	内閣府	平成21年度に実施する。	○ 平成21年度において、項目別に1次QEからの改定状況を分析し、改定の大きな項目を特定するとともに、関係する基礎統計の動向を分析し、その結果を取りまとめたところ。これを踏まえ、平成22年度において、民間企業設備の推計方法の見直しを行った。	実施済は妥当。	平成21年度施行状況審議(平成22年度実施)の際に、リビジョンスタディの内容が報告された。 なお、改定幅の課題自体は、生きている課題であり、引き続き原因究明をしていくことが必要であると考えられる。
21 (p48)	(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	○ 関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。	内閣府	平成22年度未まで1年かから2年程度かけて望ましい手法について結論を得る。	○ 平成21年度に季節調整について、月次単位で行うことや、項目を細分化するといった手法について検討を行った。 世界同時不況の影響による平成20年秋以降の変動に対して、平成22年2月には財の輸出入、平成22年12月には国内家計最終消費支出や民間在庫品増加の一部等について、各種ダミーを設定した。 四半期分割方法については、平成22年度に家計最終消費支出及び民間企業設備の系列、平成23年度に出荷系列に対して比例デント法を導入した。	次年度以降の審議対象とする。	季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について一定の結論が得られたものと評価する。 なお、本課題についてこの対応だけでなく十分であるのかについて引き続き検討する必要があると考えられる。
22 (p48)		○ 四半期推計に用いる一次統計(家計調査、四半期別法人企業統計等)には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが四半期推計の振れをもたらし、一因とみられる。関係府省等の協力を得て、一次統計の誤差の処理について検討し、可能なものから実施する。	内閣府	平成21年度に検討する。	○ 平成21年度において、民間企業設備に関する需要側統計と供給側統計の相関を比較したところ、不規則変動成分の除去による平滑化によって、相関係数が上昇する結果が得られた。これを踏まえ、平成22年度において、民間企業設備の推計方法について、1次QEにおいては利用できない需要側基礎統計の「仮置き値」を供給側基礎統計のトレンド・サイクル成分の動きにより作成する方法に改善し、1次QEから2次QEへの改定幅の縮小を図った。また、金融業・保険業の民間企業設備の需要側基礎統計について、より標本数が充実している法人企業統計を活用することとした。	次年度以降の審議対象とする。	民間企業設備の推計に係る部分については、検討したことが認められる。 なお、基本計画の「具体的な措置、方策」の欄の記載は、家計調査などを含む、四半期推計に用いる一次統計を、ある程度幅広く視野に入れてこの対応だけであるため、本課題についてこの対応だけで十分であるのかについて引き続き検討する必要があると考えられる。
23 (p48)		○ 四半期推計に利用する基礎統計の最適な選択(需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む。)について検討する。	内閣府	平成21年度に検討する。	○ 平成21年度において、需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択について、従来の標本誤差に基づき統合ウェイトの算出方法に加え、過去の時系列の計数に基づき算出方法についても検討を行った結果、民間企業設備については従来より供給側のウェイトが大きくなる傾向がみられた。基礎統計の選択に当たっては様々な考え方があることから、これらの結果を踏まえ、平成22年度において、民間企業設備の推計方法について、金融業・保険業の民間企業設備の需要側基礎統計について、より標本数が充実している法人企業統計を活用することとした。	次年度以降の審議対象とする。	統合ウェイトの選択、民間企業設備の推計方法について検討が行われ、改善されたことが認められる。四半期推計に利用する基礎統計の最適な選択に関しては、この対応だけで十分であるのかについて引き続き検討する必要があると考えられる。

【第1WG】

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	第1WGの評価	評価の理由
24 (p48)	第2 2 統計相互の 整合性及び国 際比較可能性 の確保・向上に 関する事項 (1) 国民経済計 算の整備と一次 統計等との連携 強化 エ 四半期推計 に関する諸課題	○ 関係府省等の協力を得て、長期的な取組として、四半期推計と年次推計の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、①四半期推計と年次推計に用いる基礎統計間の関係の整理(工業統計調査と経済産業省生産動態統計の近い離縮小等)、②基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念の対応の整理、③基礎統計の拡充、④行政記録情報の活用等の課題について検討する。	内閣府	平成21年度 から順次検 討する。	○ 経済センサスに伴う推計方法の見直しの中で、基礎統計(工業統計と経済産業省生産動態統計)それぞれに基づく推計値の比較を行った。具体的には出荷と産出の概念の違いによる推計方法への影響など基礎統計間の関係や基礎統計とSNA 概念との対応を整理した。また、中間投入比率について法人企業統計を利用した推計方法を開発するなどの拡充を図るとともに業界統計等の活用についても府内に設けたPTを中心に検討した。これらの検討成果を踏まえ、代替推計の枠組みを確立した。	次年度以降の審議対象とする。	経済センサスに伴う推計方法の見直しの中で、代替推計に係る検討を行ったことは認められる。しかし、基本計画の「具体的な措置、方策」は、①～④と幅広く措置を記載しており、そもそも「長期的な取組」として、総合的に考える課題だと想定していると思われる。このため、①～④それぞれ別の事項ごとに、十分に検討が行われているのかについて確認する必要があると考えられる。
25 (p50)		○ 内閣府は、四半期推計で用いている経済産業省生産動態統計の使用方法を再検討する。また、経済産業省は、経済産業省生産動態統計と工業統計調査を結合した、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力をを行う。	内閣府、経済産業省	平成21年度 に実施す る。	○ 国民経済計算の四半期推計の精度向上に向け、内閣府と検討を行った。それを踏まえ、毎年提供している工業統計調査の個票データのほか、経済センサス実施に伴う国民経済計算の推計方法見直しのため、内閣府から要望のあった直近の平成16年～20年の個票データ及び基準年である平成12年の個票データの提供を行った。また、より詳細な検討のため平成16年～20年の調査票の改正情報についても合わせて提供を行った。【経済産業省】 ○ 経済産業省から提供を受けたデータをもとに、工業統計と経済産業省生産動態統計それぞれに基づく推計値の比較を行い、経済センサスに伴う推計方法の見直しの中で、両統計の適切な使用方法について、府内に設けたPTを中心として検討を行った。これにより、代替推計の枠組みを確立した。 【内閣府】	次年度以降の審議対象とする。	経済センサスに伴う推計方法の見直しの中で、代替推計(平成23年確報の際の)の枠組みを確立するという側面から、基本計画の「具体的な措置、方策」の欄に掲げるものが実施されたことは認められる。しかし、基本計画の記載は、QE と GDP 確報の乖離の大きな要因となっている。「生産動態統計」と「工業統計表」を用いた場合の推計結果の乖離を縮小する必要がある、との問題意識からのものとも思われる。QE における生産動態統計の使用方法につき、両府省の協力が引き続き求められ、引き続き検討する必要があると考えられる。
26 (p50)		○ ①四半期推計で提供される情報の充実(分配面の情報の充実等)、②長期時系列計数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。	内閣府	平成21年度 から検討す る。	○ 分配面からの四半期別推計については、欧米諸国における推計方法等の研究を行うとともに、我が国における推計可能性について検討を実施している。所得面における営業余剰の推計等の課題についても、府内に設けたPTを中心として、引き続き検討を進めている。 また、長期測及改定については、平成21年度に平成12年基準計数について、昭和55年まで遡って推計を行った。平成23年度においては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に、平成12年に遡って改定するとともに、特にニューズの高い支出系列(QE 公表系列)については、平成6年に遡って改定を実施した。 <※実施済(一部)及び検討中(一部)> <※「今後の見通し等」の欄に以下の記載> 平成17年基準改定の次の基準改定に向けて、結論を得る予定	次年度以降の審議対象とする。 (②について)	平成17年基準改定については、多くの統計利用者が、測及の範囲の拡張を要望しており、より長期の測及の早期実施について至急検討すべきである。また、経済活動分類の2005年における断層への対応、固定資本推計のより長期の測及などについても課題として残っていることから、引き続き検討する必要があると考えられる。

【第1WG】

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	第1WGの評価	評価の理由
32 (p52)	第2 2 統計相互の 整合性及び国 際比較可能性 の確保・向上に 関する事項 (1) 国民経済計 算の整備と一次 統計等との連携 強化 エ 四半期推計 に関する諸課題	○ 毎月勤労統計調査について、①常用労働者が5 人から29人の事業所の調査における標本替えの工 夫による所定内給与等の断層の解消、②離職事由 を「解雇、退職」、「転勤」等に分離することによる 企業の退職者比率の把握、③退職金の調査を検討 する。	厚生労働 省	平成25年度 までに結論 を得る。	① 標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、 調査継続期間を延長する必要があるが、その場合、調査経由 機関の都道府県や調査対象者に負担を強いることとなる。こ のため、推計方法の工夫として、季節調整のARIMAモデルを 用いたデータ修正の手法・アスカ労働統計局が採用している WDLT方式等、調査対象者や都道府県に極力負担をかけず に改善が図れる方策を検討している。 ② 企業の退職者比率の把握については、関係統計の調査 項目のスクラップ&ビルドの観点で見直しを進めた結果、平成 23年より雇用動向調査において、四半期別の離職者数を把 握することにより、対応することとした。 ③ 退職金支払額は、国民経済計算の退職金総額と②の退 職者比率を利用して、四半期ごとの退職金総額が推計可能の ため、退職金についての調査は予定していない。 <※①検討中、②実施済、③実施済> <※「今後の見直し等」の欄に以下の記載> ①については、有識者の検討会において検討を行っており、 当該検討結果を踏まえ、平成25年度までに結論を得る予定	次年度以 降の審議対 象とする。 (②、③に ついて)	本課題は、分配側推計のための基礎統 計整備として、雇用・賃金関連統計の整 備・拡充を企図したものである。実施済と 自己評価されている②③とも、雇用者報 酬の推計精度を上げるため、特に退職 金の推計手法を改善する施策であり、毎 月勤労統計調査に関する課題である。こ のため、提示されている代替措置で本来 の目的を達成できているのかについて判 断することは困難であると考えられる。
43 (p58)	(5) 財政統計の 整備	○ 政府財政統計について、総務省始め関係府省 等の協力を得て、主要項目の推計及び公表に取り 組む。 ○ 総務省始め関係府省等の協力を得て、「中央政 府」の項目については、現在の国民経済計算推計 作業で収集しているデータをCOFOG(政府支出の 機能別分類)の2桁分類に分類し、「地方政府」の項 目については、地方財政状況調査の分類と対応が 取れる項目の整備や、対応が取れない項目の推計 方法について検討し、COFOGの2桁分類による政 府支出推計を行う。	内閣府	平成17年基 準改定時を 目途に実施 する。	○ 政府財政統計について、平成17年基準改定時(平成23 年12月～24年1月)に主要項目の推計及び公表を行った。 ○ 政府支出推計については、平成17年基準改定時(平成 23年12月～24年1月)に、COFOGの分類により公表を行っ た。	実施済は 妥当。	特段の問題は認められず、妥当なもの と評価する。
45 (p58)			内閣府	平成17年基 準改定時を 目途に実施 する。		実施済は 妥当。	特段の問題は認められず、妥当なもの と評価する。
46 (p60)	(6) ストック統計 の整備	○ 恒久棚卸法を中心とする標準的な手法によって フロー(投資)量と整合的なストック量の測定を行う。 その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、 列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一され た方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリッ クス」及びそのための設備投資系列を体系的に描写 する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。ま た、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。	内閣府	平成17年基 準改定時の 導入を目標 とする。	○ 恒久棚卸法等によるストック推計については、平成17年 基準改定時(平成23年12月～24年1月)に導入し、公表し た。併せて、固定資本マトリックス、固定資本ストック の開発を行い、この結果についても公表した。 また、固定資本減耗についてもストック推計の見直しと整合 的な時価評価によるものに改めた。	実施済は 妥当。	開発した固定資本ストックマトリックスが おむね当初想定していた内容(行部門 に詳細な資産分類を持つ等)となってい るものと評価する。なお、引き続き一次デ ータの詳細な解析により精度の向上を図 ることが望ましい。
48 (p60)		○ 既存の統計や行政記録情報等から建築物スト ック全体を推計する加工統計を整備する。	国土交通 省	平成21年度 から実施す る。	○ 平成21年度に取りまとめた建築物ストック統計検討会報 告書に基づき、平成22年7月に、建築物ストック統計の試算 値(平成22年1月1日現在)を算出し公表。引き続き、平成23 年10月に推計値(平成23年1月1日現在)の公表を行ったと ころであり、更に平成24年1月1日現在の推計値の算出とそ の公表に向けて、作業を進めている。	実施済は 妥当。	特段の問題は認められず、妥当なもの と評価する。

【第1WG】

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	第1WGの評価	評価の理由
50 (p60)	(6) ストック統計の整備	○ 固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、民間企業投資・除却調査(うち投資調査)において、資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。 ○ 生産的資本ストック及び純資本ストックの測定に不可欠な資産別経齡プロファイル(経齡的な効率性及び価格変化の分布)を推計するため、民間企業投資・除却調査(うち除却調査)の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。	○ 設備投資の構造については、民間企業投資・除却調査を活用した詳細把握を行い、平成17年基準改定(平成23年12月～24年1月)における推計に反映し公表した。	実施済は妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものとして評価する。
51 (p60)		○ 生産的資本ストック及び純資本ストックの測定に不可欠な資産別経齡プロファイル(経齡的な効率性及び価格変化の分布)を推計するため、民間企業投資・除却調査(うち除却調査)の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。	○ 民間企業投資・除却調査結果の蓄積に基づいた資産別経齡プロファイルの推計については、調査研究(平成21年4月～23年12月)を行い、平成17年基準改定(平成23年12月～24年1月)における推計に反映し公表した。	実施済は妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものとして評価する。
124 (p96)	第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組	○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。	内閣府	平成21年度から検討する。	○ 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得るとともに、平成24年度の定員に関しては2名の増員を行ったところである。引き続き、研究者や中核的職員を集中的に投入し、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行っていく。	次年度以降の審議対象とする。	平成21年度から23年度までの3年間にについては、それ以前に比べ、より多くの研究者や中核的職員を投入しているものと認められる。 しかしながら、システム開発(27年度以降にオープンシステムに移行)の現状から判断して、引き続き重点的に進める必要があると考えられる。

○ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	第1WGの評価	評価の理由
35 (p52)	第2 2 統計相互の整合性及び国の可能性の確保・向上に関する事項 (2) ビジネスレジスターの構築・利活用 ア 母集団情報の的確な整備	○ 法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業員数、事業所数等の照会を定期的に実施する。	総務省	平成21年度から実施する。	○ 平成21年7月以降に商業・法人登記簿に新設登記した法人に対して、当該法人の主な事業の内容や従業員数等について、平成21年11月から郵送による照会を定期的に実施しており、平成23年度においても年4回の照会業務を引き続き実施した。 ○ 労働保険情報の照会対象と重複が想定されることを踏まえ、照会業務の見直しを実施した。 ＜※「今後の見直し等」の欄に以下の記載＞ 平成24年度からの商業・法人登記情報による照会業務については、労働保険情報に基づく照会業務で照会対象とした事業所との重複排除を実施した上で、年1回の照会業務として実施し、ビジネスレジスターの整備情報に活用。	次年度以降の審議対象とする。	平成21年11月から郵送による照会を定期的に実施しており、その点については「実施済」であると評価できる。しかしながら、照会業務については、引き続きその状況を注視する必要があると考えられる。
40 (p56)	イ ビジネスレジスターの充実と拡張	○ 事業所・企業識別番号と「日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)」（輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード）の照会を行うに当たり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。	総務省	平成21年度から検討する。	○ 日本輸出入者標準コード情報については、名称・所在地・コードのみの保有であり、海外取引実績等について把握できないことが判明したため、有用性は得られないという結論に至った。	実施済は妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものとして評価する。
60 (p64)	3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービスタ動に係る統計の整備 イ 知的財産活動に関する統計の整備	○ 知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照会する。それを踏まえて、明らかになった未照会情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省、特許庁	平成23年度までに結論を得る。	○ ビジネスレジスターの企業情報(名称、所在地)と産業財産権の企業出願人情報(申請人氏名、申請人住所)の照会結果を基に、平成23年9月に協議。未照会情報については、特許庁にて未照会の状況を確認し、両省庁で対応を検討した結果、照会された情報を基に企業出願人の共通事業所・企業コード対応表を作成し、特許庁が管理することとし、未照会情報については、ビジネスレジスターによって継続的に照会を実施することとした。	次年度以降の審議対象とする。	総務省と特許庁の間で協議を実施し、未照会情報の取扱等について結論を出した点については「実施済」と評価できるが、未照会情報についてのビジネスレジスターによる継続的な照会の実施状況等については、引き続き注視する必要があると考えられる。
107 (p82)	第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を統計調査	○ 経済センサス-活動調査の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定。平成20年3月19日改定)等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。	総務省	平成23年度の経済センサス-活動調査における活用を平成21年度から検討する。	○ 雇用保険情報を含む労働保険情報(名称、所在地、保険関係等)の事業所母集団データベースへの活用について、厚生労働省と具体的な事務処理方法などを協議し、平成22年12月にデータの提供を受け、事業所母集団データベースとの照会などの分析を実施。 また、受領したデータは、平成24年に実施する経済センサス-活動調査の名簿整備に活用。	実施済は妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものとして評価する。

【第1WG】

○中長期的な観点で取り組むべき経済統計の課題（経済統計の再編・整理）

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	第1WGの評価	評価の理由
58 (p62)	第2章 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 ア 情報通信サービスに関する統計の整備	○ 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計（仮称）の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省、経済産業省	平成22年度を目途として実施する。	○ 総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作業実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」（総務省・経済産業省共管の一般統計調査）として開始。平成23年度調査の結果については、速報結果を平成23年12月20日に、確報結果を平成24年3月23日に公表した。 ○ 基幹統計化については、引き続き検討。 <※実施済（一部）及び検討中（一部）>	実施済は妥当。 (1つ目の○)	1つ目の○については、特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。
189 (p142)	別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計	【通信・放送産業基本調査、放送番組制作業実態調査】 経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に実施する。具体的には、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計（仮称）の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省	平成22年度を目途に実施する。	○ 総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作業実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」（総務省・経済産業省共管の一般統計調査）として開始。平成23年度調査の結果については、速報結果を平成23年12月20日に、確報結果を平成24年3月23日に公表した。 ○ 基幹統計化については、引き続き検討。 <※実施済（一部）及び検討中（一部）>	実施済は妥当。 (1つ目の○)	1つ目の○については、特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。

(補足 (サービス統計関係))

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	第1WGの評価	評価の理由
59 (p62)	第2章 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 ア 情報通信サービスに関する統計の整備	○ 通信利用動向調査の精度を向上させる。また、都道府県別の表章ができるような標本数を確保することについて検討する。	総務省	平成21年度から検討する。	○ 平成22年度調査から世帯調査の都道府県別表章を行うため、必要な標本数を確保した調査設計とし平成23年1月に調査を実施。平成23年5月18日に結果を公表した。	次年度以降の審議対象とする。	都道府県表章を行うため、必要な標本数を確保した設計としたことは「実施済」と評価できるが、精度が向上したのかについてはの検証は、引き続き実施する必要があると考えられる。

【第1WG】

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	第1WGの評価	評価の理由
62(p64)	ウ サービス活動を適切にとらえるための検討	○ 各府省、学会等の協力を得て、各国の経験や踏まえたサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究等を実施するため、研究会等の検討の場を早急に設ける。	総務省	平成21年度から実施する。	○ 「サービス分野の計測に関する検討会」(平成21年10月にサービス分野に係る統計を作成している府省等を構成員として設置)において平成22年度に実施した、「サービスの質の実態把握と評価が困難な分野に焦点を合わせたサービスの質に関する調査」で国民的ニーズが高いとされたサービス分野を中心として、サービスの計測に係る方向性について検討を行った。 その結果、現在、学問的に、サービスの計測において不可欠なサービスの質の指標についてコンセンサスが得られたものはないことから、将来、サービスの質の指標が確立した時点で改めて検討するという結論を得た。	実施済は妥当。	「サービスの計測に関する検討会」を設けて、サービスの計測に係る方向性について検討を行った結果、「サービスの質を計測するための指標は一次統計等を使って作成する加工統計を視野に入れた技術的検討が必要であることから、先ず、研究者や学会等が積極的に議論して成果を出すことが望まれ、その結果を踏まえ、改めて、政府における統計整備の必要性を検討することが適当である。」という結論を得ており「実施済」としたことは妥当である。 なお、今後のサービスの質の計測に関する研究を促進するため、総務省(政策統括官)は諸外国及び国内におけるサービスの質の計測に関する検討・研究状況の把握に努め、定期的に関係機関等に情報提供が必要があると考えられる。

○その他の審議課題（環境統計関係）

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	第1WGの評価	評価の理由
81 (p72)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (5) 環境に関する統計の段階的な整備	○ 気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。	環境省	平成21年度から実施する。	○ 気象庁が作成する気候統計を活用し、文部科学省、気象庁と共同で2009年10月に「温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート」の作成、公表をするなど気候変動に関する科学的分析・普及啓発の方策の余地について検討予定。	次年度以降の審議対象とする。	文部科学省、気象庁と共同で2009年10月に「温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート」の作成、公表をするなど気候変動に関する科学的分析・普及啓発を行った点は「実施済」と評価できる。しかしながら、担当府省自身が、「今後も引き続き、所要の対応方策の余地について検討予定」と記載しているとおろ、本事項は、引き続き検討する課題があるものと考えられる。
83 (p72)		○ 総務省は、環境省及び資源エネルギー庁と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態(電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等)と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。	総務省、環境省、資源エネルギー庁	平成21年度から実施する。	○ 平成21年全国消費実態調査(総務省)の耐久財等調査票及び家計簿を用いて、各世帯のエネルギー消費の実態と耐久財の保有状況の関係について集計し、平成24年3月に結果を公表した。	実施済は妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものとして評価する。
86 (p72)		○ 廃棄物及び副産物を把握する統計の整備について、検討する場を設ける。	関係府省 (農林水産省、経済産業省、環境省)	平成21年度に設置する。	○ 環境省において、廃棄物及び副産物を把握する統計の整備のため、平成21年12月に関係府省、学識経験者、産業界関係者からなる検討会を設置した。 ○ 同検討会において、廃棄物統計の精度向上及び迅速化について検討を進めているところ。 <※検討の場を設けることについては実施済> <※「今後の見通し等」の欄に以下の記載> 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の算定への対応	次年度以降の審議対象とする。	「検討の場を設ける」という点については「実施済」と評価できる。 但し、本施策の目的である廃棄物及び副産物の統計の整備のための検討は引き続き進める必要があると考えられる。

○その他の審議課題（観光統計）

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	第1WGの評価	評価の理由
89 (p74)	第2章 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (6) 観光に関する統計の整備	○ 旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査について充実を図る。	観光庁	平成22年度までに実施する。	○ 旅行・観光消費動向調査については、平成22年度に、調査対象数(7,500人→2万5,000人)及び調査項目(海外旅行等)の拡充を行った。 ○ 宿泊旅行統計調査についても、平成22年度に、従業者数10人以上の宿泊施設を調査対象としていたものを全宿泊施設を対象とする調査に拡充した。	実施済は妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。
90 (p74)		○ 地方公共団体が採用可能な共通基準を策定するとともに、各都道府県が、共通基準に則って、都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるよう、必要な調整を行う。	観光庁	平成22年度までに実施する。	○ 有識者を含めた「観光入込客統計分科会」等の検討を踏まえ、平成21年12月に「観光入込客統計に関する共通基準」を策定した。また、各都道府県が当該基準に則って観光客入込客統計を作成するに当たり、あわせて調査要領も作成し、平成22年度から各都道府県において当該基準に基づく観光入込客統計を順次作成している。未導入の府県に対しては今後の導入を促進するために状況確認を実施した。	実施済は妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。
91 (p74)		○ 内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるように、観光サテライト勘定の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表を行う。	観光庁	平成22年度までに実施する。	○ 平成21年暦年分の旅行・観光サテライト勘定を作成し、平成23年4月に公表した。	実施済は妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。

○その他の審議課題（基幹統計化）

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	第1WGの評価	評価の理由
184 (p140)	別紙 2 新たに基幹統計として整備する統計	【産業連関表(基本表)(加)】 総務省始め10府省庁の共同作業として作成されている産業連関表(基本表)は、我が国の経済構造を明らかにする基礎的な統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算の基準改定や企業向けサービスマーケット価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしている。	総務省等 10府省庁	次回産業連関表(基本表)の整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。	○ 産業連関表の基幹統計としての指定について、産業連関表作成府省庁(10府省庁)との協議(平成22年5月)が行われた後、統計委員会へ諮問(平成22年5月)され、同委員会国民経済計算部会での審議を経て、同委員会からの答申(平成22年6月)を受けた。当該答申を踏まえ、平成22年7月26日に産業連関表が基幹統計として指定され、その旨が平成22年9月24日に総務省告示第345号により公示された。	実施済は妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものとする。
187 (p140)		【鉱工業指数(加)】 鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査の結果等を基に作成される加工統計であるが、我が国の鉱工業の生産、出荷、在庫に係る諸活動を表す重要な指標であり、また生産活動の基調判断、経済活動分析、生産動向や設備投資分析等にも広く利用されている。基幹統計化に向けて、その範囲を指数系列のどこまでとするかについて検討する。	経済産業省	平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。	○ 鉱工業指数の基幹統計としての指定について、平成22年11月19日に統計委員会に諮問され、同委員会産業統計部会による審議を経て、平成22年12月17日に統計委員会において、生産(付加価値額ウエイト)、出荷、在庫、在庫率、生産能力、稼働率の6系列の指数の基幹統計化を適当とする答申が採択された。 ○ その後、平成23年1月27日付けで基幹統計として指定され、同年2月9日の総務省告示第35号により、その旨が公示された(平成23年1月分の指数から適用)。	実施済は妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものとする。